

# 高齢者虐待対応 マニュアル

令和5年度4月改訂版

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ

## (ウ) 面会制限

高齢者虐待防止法第13条では、老人福祉法（第11条第1項第2号又は3号）に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、保健福祉センターや養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています。

### 老人福祉法第11条第1項第2号

2 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としつつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

### 老人福祉法第11条第1項第3号（＊大阪市では養護者への措置を行っていません。）

3 65歳以上の者であって、養護者がないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

### ＜面会制限の目的＞

面会制限は、養護者との接触を制限することで、高齢者の施設内における生活を安定させ、連れ戻しの危険を回避します。その結果、養護者による高齢者虐待を防止し当該高齢者の保護を実現します。

分離保護の措置を受けた高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると虐待を受けた高齢者は、さらなる精神的ダメージや養護者が連れ帰り、虐待が再燃する可能性があります。また、養護者からの依頼で親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す可能性もあります。これらのこと備えるために本条に基づき面会を制限することができます。施設管理権に基づき面会を拒絶することもできますが、虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担が大きいので、原則として虐待対応における面会制限は行政責任で行うことが必要です。

### ＜面会制限を行う事が望ましいと考えられている状況の例＞ （参考：社会福祉士手引7-4）

保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合

情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報が揃うまでの一定期間

高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合

養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合

#### <面会要望に対する基本的な対応>

高齢者の意思を確認するとともに、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、サービス利用調整会議において協議して、面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先にすることが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や保健福祉センター担当者が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

(厚労省マニュアル P62 参照)

#### <施設側における対応>

高齢者虐待防止法では、養介護施設の長も面会を制限することができるとあります、その際には事前に保健福祉センターと協議を行うことが望ましいと考えられます。虐待事案を「やむを得ない事由による措置」とする場合には、養介護施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示しておきます。措置の継続中は、保健福祉センターと高齢者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておく必要があります。

(厚労省マニュアル P62 参照)

#### <面会制限における通信制限>

通信の自由は憲法第 21 条に規定する表現の自由の一部であり、通信制限はできません。

ただし、養護者に居場所を知られることにより、連れ去られることや生命の危険にさらされることが明白な場合には緊急避難的に通信制限をしても許されます。

#### 憲法第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### <契約入所や入院等の場合の対応>

虐待を受けた高齢者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や医療機関に入院した場合は、高齢者虐待防止法の面会制限は適用できません。しかし、養護者と面会することによって高齢者の心身の安全や権利が脅かされると判断される場合には、保健福祉センターは、施

設や病院と協議して養護者に対して高齢者が面会できる状態にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

医療機関への入院の場合、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。入院先を伝えていない養護者が来院した場合は、保健福祉センターに連絡をもらう。面会を許可している事例では、面会時にはカーテンを開ける、デイルーム等第三者が見守れる場所での面会を約束する、面会時間を厳守する等事例に応じた対応について、医療機関に協力を依頼します。

#### <親族の面会権>

面会制限中の養護者から、親族に面会権があるので会わせろと言われることがあります。

法律上、「面会権」の規定はありません。道義上、家族が面会することは当然かもしれません、子どもだから必ず会える、親族には権利があると主張する根拠はありません。高齢者虐待防止法に沿った面会制限であることを繰り返し説明します。

#### <面会制限の解除の判断>

高齢者の意思を確認するとともに、高齢者の心身の状況や養護者の態度などから、養護者に面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討することが必要となります。特に高齢者の心身状態など、施設側と密に連絡を取って判断する必要があります。

サービス利用調整会議において協議して、面会制限の解除が可能かの判断を行います。

面会できる状態と判断された場合であっても、高齢者の安全を第一に考え、当初は施設職員や保健福祉センター担当者が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

成年後見制度を申し立てた場合には、後見人等と相談しながら判断を行います。

面会制限の解除を判断する際に確認するべきこと (参考: 社会福祉士手引 P138)

- ・高齢者に養護者との面会の意思があるか
- ・高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか(養護者の話題を出しても、話をそらしたり、不安がったりする様子がないかなど)

#### 高齢者と養護者の面会方法の例

- ・保健福祉センター職員等が同席する
- ・面会時間を制限する
- ・施設以外の場所で面接する